

水道料金の基本料金を減免します

問合せ 上下水道課 ☎0495-77-3781 FAX0495-77-1491

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況やコロナ禍におけるエネルギー価格の高騰により電気、ガス料金が値上がりしている状況を踏まえ、下記のとおり水道料金の基本料金の減免を実施します。今回の減免については、申請等の**手続は不要**で、請求時に減免額を差し引いて請求します。

●減免内容

水道料金の基本料金4期分を免除します。

【基本料金 1,320円/月 × 8か月(4期分) = 10,560円(税込み)】

●対象期間

奇数月検針区(7月・9月・11月・1月の4期分)

小浜、新宿、渡瀬、池田、二ノ宮、貫井、新里

偶数月検針区(8月・10月・12月・2月の4期分)

肥土、関口、元阿保、元原、熊野堂、原新田、植竹、中新里、八日市、四軒在家、下阿久原、上阿久原、矢納



町ホームページ

子育て世帯生活支援特別給付金【国制度】のお知らせ

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

申請期限 令和5年2月28日(火)

制度についての問合せ 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903(平日午前9時～午後6時)

●ひとり親世帯分 (児童1人当たり一律5万円)

対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童(障害児については20歳未満)を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要)
- ②公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(要申請)
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(要申請)

●ひとり親世帯以外分 (児童1人当たり一律5万円)

対象者 次の①または②に該当する方 ※既にひとり親世帯分の支給を受けている方は対象となりません。

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度分の町民税均等割が非課税である方(申請不要)
- ②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児については20歳未満)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方(要申請)

※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象

- 令和4年度分の町民税均等割が非課税である方
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の町民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)



町ホームページ

こんにちは 子育て相談窓口です

問合せ 子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX 0495-77-2117

「にこにこ相談」をご利用ください！

子育て相談窓口では、毎週水曜日の午前中、妊婦さんの相談や子育て等の相談に応じたり、乳幼児の身長体重を測定する「にこにこ相談」を行っています。

保健センターでの様子

保健師にお子さんの成長の様子や離乳食のこと等、個別に相談することができます。

妊娠や子育ては、一人一人違うもの。悩みもつきものです。ぜひ、保健師に相談してください！



子育て支援センター(丹荘保育所内)での様子

今年度より、月1回、4月に開所した子育て支援センターで出張相談を行っています。保健師と子ども家庭支援相談員に個室で相談ができます。

相談後は、子育て支援センターで遊んだり、保育士と話すこともできます。



月1回
出張にこにこ相談

子育て支援センターでは他の子どもとふれあうことができます。ママ同士も育児の情報交換等のお話ができます。

※子育て支援センターでの実施日は、保健センターでは行いません。

「にこにこ相談」を利用するには

にこにこ相談は、予約制となっています。下記へお気軽にお電話ください。

なお、日程や場所等については、20ページ「子育て」、裏表紙「くらしのカレンダー」をご覧ください。

・子育て相談窓口 ☎0495-74-0205

・子育て支援センター(丹荘保育所内) ☎070-4424-6288